

堺市公報 第49号	平成30年12月14日発行
 堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則

【文化観光局文化部文化財課】 3

<告示>

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について

【環境局環境保全部環境対策課】 6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 12

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	21
○民生委員の定数について	
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	22
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	22
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	23
○子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者に係る確認について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	24
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	24
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	

【財政局契約部調達課】	25
○建築基準法第74条第2項において準用する同法第73条第2項に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	26
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	27
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	27
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	28
<選挙管理委員会規程>	
○堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部 を改正する規程	
【選挙管理委員会事務局】	28

規則

堺市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則を公布する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

堺市規則第102号

堺市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。次条において「法」という。）第14条第2項の規定により設置する標識（以下単に「標識」という。）について、必要な事項を定める。

(標識の記載事項等)

第2条 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 法第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定した建造物の名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日

2 標識は、別記様式のとおりとする。

(標識の設置場所)

第3条 標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

歴史的風致形成建造物

名 称

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

堺市

告 示

堺市告示第415号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大洋工作所 代表取締役 辻 克之
大阪市旭区森小路1丁目2番27号

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社大洋工作所 堺工場
堺市西区石津西町11番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基

同表第66号 電気めっき施設 3基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表 1 のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量

別表 1 のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日

別表 2 のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表 2 のとおり

ウ 使用時間の間隔、1 日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表 2 のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表 2 のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量

別表 2 のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表 3 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年12月14日から平成31年1月4日まで

(土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までを除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	66号 電気めつき施設 2基(No.41, 42)	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 2基(No.43, 44)	66号 電気めつき施設 1基(No.45)
能力	ウエハ 600枚/日	銅箔フィルム 3,600m ² /日	チップ 540万個/日 180バレル/日 30万缶/バレル
工事着手予定年月日	許可後すぐ	許可後すぐ	許可後すぐ
工事完成予定年月日	着手後1ヶ月	着手後1ヶ月	着手後1ヶ月
使用開始予定年月日	完成後すぐ	完成後すぐ	完成後すぐ
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時から8時まで、24時間	8時から8時まで、24時間	8時から8時まで、24時間
使用時間の季節的変動	特になし	特になし	特になし
区分	単位	通常 最大	通常 最大
水素イオン濃度	-	6~8 6~8	2~3 2~3
生物化学的酸素要求量	mg/l	30 35	5 10
化学的酸素要求量	mg/l	40 45	5 10
浮遊物質量	mg/l	10 13	5 10
溶解性鉄含有量	mg/l	- -	- -
窒素含有量	mg/l	1.9 2.0	- -
銅含有量	mg/l	- -	60 80
亜鉛含有量	mg/l	1.0 -	2.0 -
ほう素及びその化合物	mg/l	- -	- -
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	12 50	- -
使用時ににおいて当該特定施設から排出される汚水等 の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	9.4 11.4	48.2 55.8
			60.0

別表2

使用開始年月日		平成3年3月16日		平成10年2月22日	
種類	No.2 排水処理施設		FRP、鋼板、ステンレス製	No.3 排水処理施設	
構造	FRP、鋼板、ステンレス製		FRP、鋼板、ステンレス製	FRP、鋼板、ステンレス製	
能力	840 m ³ /日		552 m ³ /日	552 m ³ /日	
汚水等の処理の方法		酸化反応 砂ろ過 凝集沈殿 活性炭		酸化反応 砂ろ過 凝集沈殿 活性炭	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時から8時まで、24時間		8時から8時まで、24時間	
使用時間の季節的変動		特になし		特になし	
区分		単位	通常	最大	通常
使用時における 当該汚水等の処 理施設による處 理前及び処理後 の汚水等の汚染 状態の通常の値 及び最大の値	水素イオン濃度	mg/l	3~5	6~8	3~5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	15.1	7.3	26.8
	化学的酸素要求量	mg/l	16	7.9	27.2
	浮遊物質量	mg/l	7.1	2.4	15.4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.15	0.09	0.39
	窒素含有量	mg/l	13.7	13.1	20.7
	燐含有量	mg/l	0.1	0.1	0.2
	銅含有量	mg/l	33.3	1.5	46.2
	溶解性鉄含有量	mg/l	1.5	0.28	2.3
	ふつ素及びその化合物	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.
ほう素及びその化合物		mg/l	7.8	7.8	11.3
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/l	4	4	10.2
使用時における当該汚水等の処理施設による処理 前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及 び最大の量		m ³ /日	633.0	721.5	380.7
					436.5

別表3

排水口名	項目	単位	通常	最大	No.1
水素イオノン濃度		-	6~8	6~8	
生物学的酸素要求量		mg/l	7	14	
化学的酸素要求量		mg/l	7.6	14	
浮遊物質量		mg/l	4	10	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		mg/l	N.D.	N.D.	
窒素含有量		mg/l	10	15	
燐含有量		mg/l	N.D.	N.D.	
銅含有量		mg/l	1.7	2.2	
溶解性鉄含有量		mg/l	0.2	0.3	
亜鉛含有量		mg/l	N.D.	N.D.	
溶解性マンガン含有量		mg/l	N.D.	N.D.	
ふつ素及びその化合物		mg/l	N.D.	N.D.	
ほう素及びその化合物		mg/l	N.D.	N.D.	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/l	6.4	9.4	
排出水の量		m ³ /日	3.1	8.2	1040

堺市告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
さかい社の杜クリニック	堺市堺区南田出井町4-1-36	平成30年11月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
もず駅前わたなべ歯科	堺市北区百舌鳥本町1-1-4 sing net百舌鳥101号室	平成30年11月1日
高木歯科医院	堺市堺区南三国ヶ丘町1-5-14	平成30年7月8日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
ニコニコあおぞら薬局	堺市北区東浅香山町3-12	平成30年11月1日
レモン薬局田出井店	堺市堺区南田出井町4-1-36	平成30年11月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日

訪問看護ステーションあかね	堺市堺区向陵東町1-7-19 大空マンション3号室	平成30年9月1日
---------------	---------------------------	-----------

~~~~~  
堺市告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

## 1 診療所

| 名称    | 所在地             | 廃止年月日       |
|-------|-----------------|-------------|
| 岩佐外科  | 堺市東区日置荘西町1-53-3 | 平成30年8月31日  |
| たみの医院 | 堺市東区北野田98       | 平成30年12月31日 |

## 2 歯科

| 名称      | 所在地              | 廃止年月日      |
|---------|------------------|------------|
| 大久保歯科医院 | 堺市堺区竜神橋町1-1-4    | 平成30年9月30日 |
| 高木歯科医院  | 堺市堺区南三国ヶ丘町1-5-14 | 平成30年7月7日  |

## 3 薬局

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----|-----|-------|
|    |     |       |

|           |                  |             |
|-----------|------------------|-------------|
| パール薬局深井店  | 堺市中区深井清水町3285    | 平成30年11月30日 |
| つくのグリーン薬局 | 堺市西区津久野町1-20-3-1 | 平成30年9月30日  |

## 4 訪問看護

| 名称           | 所在地                      | 廃止年月日     |
|--------------|--------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション朝日 | 堺市堺区大仙中町2-13 朝日プラザ大仙101号 | 平成30年6月1日 |

~~~~~

堺市告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
谷小児科クリニック	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	平成30年10月1日

~~~~~

## 堺市告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項において

その例による場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

| 名称            | 変更前の所在地       | 変更後の所在地       | 変更年月日     |
|---------------|---------------|---------------|-----------|
| はるか訪問看護ステーション | 堺市南区槇塚台3-41-9 | 堺市南区槇塚台3-1-23 | 平成29年2月1日 |

~~~~~  
堺市告示第420号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	西脇歯科医院	堺市南区高倉台2-25-1	平成30年11月1日
居宅療養管理指導	西脇歯科医院	堺市南区高倉台2-25-1	平成30年11月1日

~~~~~  
堺市告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類       | 事業所名称     | 所在地                       | 廃止年月日       |
|-------------|-----------|---------------------------|-------------|
| 居宅療養管理指導    | 岩佐外科      | 堺市東区日置荘西町1-53-3           | 平成30年8月31日  |
| 訪問看護        | 岩佐外科      | 堺市東区日置荘西町1-53-3           | 平成30年8月31日  |
| 訪問リハビリテーション | 岩佐外科      | 堺市東区日置荘西町1-53-3           | 平成30年8月31日  |
| 居宅療養管理指導    | 医療法人たみの医院 | 堺市東区北野田98                 | 平成30年12月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人たみの医院 | 堺市東区北野田98                 | 平成30年12月31日 |
| 訪問看護        | 医療法人たみの医院 | 堺市東区北野田98                 | 平成30年12月31日 |
| 居宅療養管理指導    | 高木歯科医院    | 堺市堺区南三国ヶ丘町1-5-14          | 平成30年7月7日   |
| 居宅療養管理指導    | 大久保歯科医院   | 堺市堺区竜神橋町1-1-4             | 平成30年9月30日  |
| 居宅療養管理指導    | 小出歯科医院    | 堺市南区城山台3-3-2              | 平成30年8月31日  |
| 居宅療養管理指導    | 川口薬局      | 堺市北区中百舌鳥町5-790 セブンズデポ101号 | 平成29年1月31日  |
| 居宅療養管理指導    | パール薬局深井店  | 堺市中区深井清水町3285             | 平成30年11月30日 |

|              |                |                                      |             |
|--------------|----------------|--------------------------------------|-------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | パール薬局深井店       | 堺市中区深井清水町3285                        | 平成30年11月30日 |
| 訪問看護         | 訪問看護ステーション朝日   | 堺市堺区大仙中町2-13<br>朝日プラザ大仙101号          | 平成30年6月1日   |
| 介護予防訪問看護     | 訪問看護ステーション朝日   | 堺市堺区大仙中町2-13<br>朝日プラザ大仙101号          | 平成30年6月1日   |
| 介護予防訪問看護     | たいよう訪問看護ステーション | 堺市堺区今池町1-3-15                        | 平成23年10月1日  |
| 訪問看護         | たいよう訪問看護ステーション | 堺市堺区今池町1-3-15                        | 平成23年10月1日  |
| 訪問介護         | ヘルパーステーションスザック | 堺市西区浜寺石津町東2-12-30 ケア・ブリッジ<br>堺西1号館1階 | 平成30年10月31日 |
| 居宅介護支援       | ケアセンターエコー      | 堺市南区庭代台4-30-3                        | 平成30年10月31日 |

~~~~~  
堺市告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	谷小児科クリニック	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	平成30年10月1日
訪問リハビリテーション	谷小児科クリニック	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	平成30年10月1日

訪問看護	谷小児科クリニック	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	平成30年10月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションケアプラス愛	鳳ヘルパーステーション愛	堺市西区上429北野ハイツ203号	平成30年11月1日
訪問介護	ヘルパーステーションケアプラス愛	鳳ヘルパーステーション愛	堺市西区上429北野ハイツ203号	平成30年11月1日

堺市告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	株式会社健寿会	堺市中区東山595-14	堺市中区東山680-1	平成30年8月1日
訪問介護	株式会社健寿会	堺市中区東山595-14	堺市中区東山680-1	平成30年8月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションふくふく	堺市中区東八田351-1 ふくふく草庵内	堺市中区東八田336	平成30年10月1日
訪問介護	ヘルパーステーションふくふく	堺市中区東八田351-1 ふくふく草庵内	堺市中区東八田336	平成30年10月1日

介護予防訪問サービス	ヘルパーステーション笑楽堂	堺市中区小阪711-5	堺市中区小阪188-1	平成30年10月1日
訪問介護	ヘルパーステーション笑楽堂	堺市中区小阪711-5	堺市中区小阪188-1	平成30年10月1日
居宅介護支援	さいせいケアプロセンター	堺市中区深井中町2010-13	堺市中区堀上町1001-1	平成30年9月1日
居宅介護支援	ココネスライフプランニング	堺市中区深井清水町3604 ピュアパレス106号	堺市中区深井清水町3604-305	平成30年9月3日
特定福祉用具販売	ココネスライフサポート	堺市中区深井清水町3604 ピュアパレス106号	堺市中区深井清水町3604-305	平成30年9月3日
介護予防福祉用具貸与	ココネスライフサポート	堺市中区深井清水町3604 ピュアパレス106号	堺市中区深井清水町3604-305	平成30年9月3日
福祉用具貸与	ココネスライフサポート	堺市中区深井清水町3604 ピュアパレス106号	堺市中区深井清水町3604-305	平成30年9月3日
特定介護予防福祉用具販売	ココネスライフサポート	堺市中区深井清水町3604 ピュアパレス106号	堺市中区深井清水町3604-305	平成30年9月3日

堺市告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三浦 勝美	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町 3-1 -63	平成30年10月 1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
竹原 尚美	山本鍼灸院なかもず院	堺市北区中百舌鳥町 3-361-3	平成30年10月 1日
塩津 昌明	さんさん訪問鍼灸院	堺市西区草部1629-20	平成30年11月 8日
辻 秀政	さんさん訪問鍼灸院	堺市西区草部1629-20	平成30年11月 8日
橋本 紅梅	たつかわ鍼灸院	堺市西区鳳南町 5-707	平成30年12月 1日
原田 義和	せかんど鍼灸院	堺市南区檜尾3093-7 進化第3ビル2F	平成30年10月 1日
前川 稔	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町 3-1 -63	平成30年10月 1日
松岡 雄飛	やまもと鍼灸院さかいし院	堺市堺区田出井町 1-1 -100-118	平成30年10月 1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
服部 有	山本接骨院	堺市北区中百舌鳥町 3-361-3	平成30年10月 1日
奥瀧 裕也	やまもと接骨院はつしば院	堺市東区日置荘西町 2-1-3	平成30年10月 1日
中川 由麻	やまもと接骨院はつしば院	堺市東区日置荘西町 2-1-3	平成30年10月 1日
谷口 宗	やまもと接骨院さかいし院	堺市堺区田出井町 1-1 -100-118	平成30年10月 1日

~~~~~

## 堺市告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名                                 | 所在地                              | 廃止年月日      |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 宮路 豊子 | 訪問マッサージK<br>E i R O W 堺市駅<br>前ステーション | 堺市堺区北三国ヶ丘町<br>8-5-6 シャトー田<br>守1F | 平成28年8月31日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名             | 所在地                      | 廃止年月日       |
|-------|------------------|--------------------------|-------------|
| 仁宇 将太 | 山本鍼灸院なかも<br>ず院   | 堺市北区中百舌鳥町3<br>-361-3     | 平成30年6月18日  |
| 竹原 尚美 | やまもと鍼灸院さ<br>かいし院 | 堺市堺区田出井町1-<br>1-100-118  | 平成30年6月1日   |
| 松下 英雅 | やまもと鍼灸院お<br>おとり院 | 堺市西区鳳東町2-<br>178-61      | 平成30年7月2日   |
| 北田 雅也 | せかんど鍼灸院          | 堺市南区檜尾3093-7<br>進化第3ビル2F | 平成30年10月10日 |

## 3 柔道整復

| 施術者  | 施術所名  | 所在地                  | 廃止年月日     |
|------|-------|----------------------|-----------|
| 小谷 奨 | 山本接骨院 | 堺市北区中百舌鳥町3<br>-361-3 | 平成30年7月1日 |

|       |              |                      |            |
|-------|--------------|----------------------|------------|
| 濱崎 綾乃 | 山本接骨院        | 堺市北区中百舌鳥町3<br>-361-3 | 平成30年7月1日  |
| 藤原 健一 | エコ整骨院        | 堺市東区日置荘西町1<br>-12-12 | 平成30年4月30日 |
| 疋島 翔  | エコ整骨院        | 堺市東区日置荘西町1<br>-12-12 | 平成30年4月30日 |
| 服部 有  | やまもと接骨院はつしば院 | 堺市東区日置荘西町2<br>-1-3   | 平成30年6月30日 |
| 松下 英雅 | やまもと接骨院おとり院  | 堺市西区鳳東町2-178<br>-61  | 平成30年7月2日  |
| 前川 俊也 | やまもと接骨院さかいし院 | 堺市堺区田出井町1-1-100-118  | 平成30年7月1日  |
| 中野 剛志 | なかの整骨院       | 堺市中区小阪270 アンディイズミヤ2F | 平成30年11月1日 |

## 堺市告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 施術所名    | 変更前の所在地       | 変更後の所在地        | 変更年月日      |
|--------|---------|---------------|----------------|------------|
| 下之坊 厚郎 | まつかわ鍼灸院 | 堺市西区鳳東町1-23-1 | 堺市西区鳳東町1-23-30 | 平成29年9月29日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名    | 変更前の所在地       | 変更後の所在地        | 変更年月日      |
|--------|---------|---------------|----------------|------------|
| 下之坊 厚郎 | まつかわ鍼灸院 | 堺市西区鳳東町1-23-1 | 堺市西区鳳東町1-23-30 | 平成29年9月29日 |

~~~~~

堺市告示第427号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 堺市の民生委員の定数を1,166人とする。

~~~~~

## 堺市告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

| 法人名           | 事業内容 | 事業所名           | 事業所所在地            | 指定年月日      |
|---------------|------|----------------|-------------------|------------|
| MMR泉株式会社      | 生活介護 | 小規模多機能型居宅介護恵乃郷 | 大阪府堺市堺区今池町六丁4番7号  | 平成30年12月1日 |
| NPO法人 パワーウエスト | 生活介護 | ほんまちライフひこぼし    | 大阪府堺市美原区多治井105番地3 | 平成30年12月1日 |

|          |        |                 |                     |            |
|----------|--------|-----------------|---------------------|------------|
| 医療法人 中村会 | 居宅介護   | ヘルパーステーションくぜのさと | 大阪府堺市中区東八田24番地5     | 平成30年12月1日 |
| 医療法人 中村会 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションくぜのさと | 大阪府堺市中区東八田24番地5     | 平成30年12月1日 |
| 株式会社 一成  | 共同生活援助 | グループホームラルゴ      | 大阪府堺市東区大美野158番3-201 | 平成30年12月1日 |

~~~~~  
堺市告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 P E A C E	同行援護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区槇葉149番地1	平成30年11月30日
株式会社エス・ディ・エス	居宅介護	さちくる堺・深井ケアセンター	大阪府堺市中区土塔町105番地20	平成30年11月16日
株式会社エス・ディ・エス	重度訪問介護	さちくる堺・深井ケアセンター	大阪府堺市中区土塔町105番地20	平成30年11月16日
株式会社エス・ディ・エス	同行援護	さちくる堺・深井ケアセンター	大阪府堺市中区土塔町105番地20	平成30年11月16日

堺市告示第430号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定地域型保育事業者について、同法第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

小規模保育事業

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	確認年月日
パンダ保育園 荏田園	大阪市住吉区荏田5丁目18-26	株式会社CHILD GARDEN	平成30年12月1日

公 告

堺市公告第782号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 隨意契約に係る調達物品の名称及び数量

フルコンサートグランドピアノ（ヤマハ） 2台

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成30年10月30日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

三木楽器株式会社 堺営業所

所長 橋本 喜郎

大阪府堺市南区桃山台2丁3番4号

5 隨意契約に係る契約金額

¥27,839,160—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約（見積合せ）

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

~~~~~

堺市公告第783号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 隨意契約に係る調達物品の名称及び数量

フルコンサートグランドピアノ（スタインウェイ） 2台

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成30年11月 6 日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社松尾楽器商会

代表取締役 松尾 治樹

東京都千代田区有楽町1丁目5番1号

5 隨意契約に係る契約金額

¥45,144,000—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

堺市公告第784号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第1項の規定に基づき建築協定の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第73条第2項の規定により公告し、及び同条第3項の規定により下記建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 建築協定の名称 庭代台1丁B団地建築協定

（堺市南区庭代台1丁48-11ほか）

2 申請代表者 堀市南区庭代台1丁48-45

万前 幹子

3 認定年月日・番号 平成30年12月4日  
堺建安第H-1号

4 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~  
堺市公告第785号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 開発区域
中区平井1029番1及び1029番14から1029番21まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~  
堺市公告第786号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

南区若松台二丁3番1の一部（第二工区及び第三工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府知事 松井 一郎

**消防局公告**

堺市消防局公告第7号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年12月14日

堺市消防長 松 本 文 雄

催しの名称 大鳥大社内における初詣

開催場所 堺市西区鳳北町1-1-2

開催期間 平成30年12月31日（月）から平成31年1月5日（土）まで

**選挙管理委員会規程**

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年12月14日

堺市選挙管理委員会

委員長 大橋金剛

堺市選挙管理委員会規程第1号

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
条例施行規程の一部を改正する規程

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程（平成20年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「堺市長」を「堺市議会議員及び堺市長」に改める。

第1条中「堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」を「堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」に改める。

第2条中「条例第3条の規定による届出は、有償契約（同条に規定する契約をいう。以下同じ）を「条例第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条に規定する有償契約（以下単に「契約」という）に、「当該有償契約」を「契約」に、「提出することにより行わなければ」を「、同条の規定による届出をしなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出を行った者が当該契約の内容を変更したときは、選挙運動用ビラ作成契約変更届出書（様式第2号）に変更後の契約書の写しを添えて、市議会議員

（以下「議員」という。）の選挙にあっては当該選挙区の選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）を経由して堺市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、市長の選挙にあっては市委員会に届け出なければならない。

第3条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に、「堺市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「議員の選挙にあっては区委員会を経由して市委員会に、市長の選挙にあっては市委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「市委員会」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第4条中「有償契約」を「契約」に改める。

第5条中「有償契約」を「契約」に、「様式第4号」を「様式第5号」に、「当該ビラ作成業者」を「、当該ビラ作成業者」に改める。

第6条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

「 年 月 日執行 堀市長選挙

様式第1号中 候補者氏名 を

印

」

「 年 月 日執行  
選挙 (選挙区) に、

候補者氏名 印」

「堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」を「堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」に改める。

様式第5号中「堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」を「堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」に、

「堺市長選挙」を  
「選挙 (選挙区)」に改め、同様式備考1中「選挙の期日後」  
を「、選挙の期日後」に改め、同様式の別紙備考2中「確認書」を「選挙運動用ビラ作成  
枚数確認書」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第3号中「印」を「印」に、「堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作  
成の公営に関する条例」を「堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作  
成の公営に関する条例」に、

「堺市長選挙」を  
「選挙 (選挙区)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「年 月 日執行 堀市長選挙」を  
「年 月 日執行 に、  
選挙 (選挙区)」

「堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」を「堺市議会議員及  
び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」に改め、同様式を様  
式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作  
成の公営に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示され  
る選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙に  
ついては、なお従前の例による。

様式第5号(第5条関係)

## 選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行  
選挙 (選挙区)

候補者氏名



次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ビラ作成業者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名) |   |
| 作 成 枚 数                               | 枚 |
| 作 成 金 額                               | 円 |

## 備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が堺市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は堺市に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された枚数
  - (2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
 $7\text{円}51\text{銭}(\text{単価}) \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}(1\text{円}未満の端数は切上げ)$

イ 確認された枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}(1\text{銭}未満の端数は切上げ)$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}(1\text{円}未満の端数は切上げ)$$

## 様式第2号(第2条関係)

## 選挙運動用ビラ作成契約変更届出書

年 月 日

堺市選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行  
選挙 (選挙区)

候補者氏名

(印)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を変更したので届け出ます。

| 契 約 年 月 日 | 契約の相手方の住所及び氏名<br>(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名) | 契 約 内 容    |            | 備 考 |
|-----------|-------------------------------------------|------------|------------|-----|
|           |                                           | 作成契約<br>枚数 | 作成契約<br>金額 |     |
| 変更前       |                                           |            |            |     |
| 変更後       |                                           |            |            |     |

備考 この届出書には、新たな契約書の写しを添付してください。